雇用形態・	契約F	内容 ····································
1		トラックの運転およびそれに付随する業務であること ※付随業務:業務に従事する日本人が通常従事する関連業務
2		特定活動期間中(上限6か月) ・ドライバーが通常従事する業務で運転免許を必要とする業務以外のもの
3		直接雇用に限る
4		所定労働時間が「フルタイム」であること ※原則、労働日数が週5日以上かつ年間217日以上、かつ労働時間が週30時間以上 ※仕事の掛け持ち、アルバイト等は不可
5		通常の労働者の所定労働時間と同等であること
6		報酬の額が同等の業務に従事する日本人労働者と同等以上であること ・フィリピン国籍者については別途ルールがあるため注意
7		外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させること ※業務上、取得させないことがやむを得ない場合を除く
8		雇用契約期間 ・無期・有期いずれも可 ・基本的に、雇用契約期間より長いビザは出ないので注意
9		労働時間 ・一般的に、深夜労働や残業を歓迎する外国人が多いが、通常の労働者の所定 労働時間と同等となるよう注意が必要
10		賃金 ・時給・日給・月給制いずれでも可
11		控除費用 ・特に海外採用の場合は企業名義での物件契約がほぼ必須 ・「家賃の天引き後にいくら手元に残るか」が給与水準の判断基準とされる傾向 ・労働組合費、食費等が天引きされる場合も事前に明示